

発行者 松井輝道

**R I S E**

ラ イ ズ

編集者 教宣部

NO.151 2007年 11月 8日

|||||

# 名古屋地本加藤業務部長への

## 「不当解雇処分」撤回！！

## 名古屋地本ストライキ闘争を貫徹！！

東二両の仲間の皆さん、おはようございます。

2007年 9月27日 JR東海会社（愛知県警公安3課）はJR東海労名古屋地本加藤業務部長に、「窃盗容疑」をデッチ上げ「懲戒解雇」通告を行なってきました。

この事由は『2007年1月15日から1月16日にかけて「内部文書」を窃取したとして、就業規則第140条・141条により懲戒解雇する。』というものでした。

この「懲戒解雇」通告はJR東海会社の一方的なものであり、名古屋地検ですら今現在「窃盗容疑」を立証できないのです。しかし、JR東海会社は加藤業務部長に「就業規制」を2007年7月13日に通告し、愛知県警公安3課も「逮捕」出来ない中、苦し紛れで「書類送検」を地検へ行った手前の「不当解雇」攻撃なのです。

何故に「窃盗容疑」がデッチ上げられたのか、この間JR東海労本部には、良識ある社員・管理者からの内部告発が沢山匿名で寄せられてきます。その中で問題になった「管理者マニュアル・時系列等報告書」は管理者と社員との対応のしかたなどが書かれてあり、社員を会社の意のままに従わせるマニュアルであったのです。まさに現代社会に通用しない「不当な文書」なのです。

これが私達のJR東海労働組合によって暴露されてしまったことにより、このの本質を押し隠すためにJR東海労の中で一番条件にあった組合員を「窃盗」の犯人としてデッチ上げ問題をすり替えて「攻撃」を仕掛けてきたのです。

私達は、会社の「懲戒解雇」攻撃に対し10月29日、会社と団体交渉を行い加藤さんの「懲戒解雇」を撤回せよと言ってきましたが、会社は団体交渉事項ではなく、個別の問題である為、本社・本部間でやる必要はないと言って来たのであります。組合は、では、何故団体交渉を開催したのかと聞くと、貴組合から申し入れがあったから開催したと言ったのけたのです。これは世間的あるいは国に対しての形ばかりのポーズに過ぎないのです。

会社は、個別の問題だといっているが、加藤業務部長は私達と同じJR東海労働組合の組合員であり仲間なのです。組合員が会社のデッチ上げで「解雇」されたら労働組合が「解雇」撤回まで闘うのは当たり前なのです。そのための労働組合なのです。御用組合ユニオンのような何でも「OK」では労働組合ではないのです。

交渉は決裂し、当然にも私達はストライキを持って「不当解雇」撤回の闘いを行うことを会社に通告し、名古屋地本を中心に11月4日ストライキ闘争を貫徹して来ました。

# 人間を人間としてみないJR東海会社 しかし会社に対しての忠誠心は必要？

ここで、又「管理者マニュアル」の一部を見てみると、「具体的な進め方（目安）」とある。

時系列等報告書作成指示を拒否した場合の教育

社員：時系列等報告書拒否

会社：「それでは報告書の重要性について理解してもらえないので今からそのことに関して教育を行ないます。」

そこで、「迅速かつ正確な報告の重要性について」を説明する。

会社はそのことが理解されたかどうか当該社員に聞く。そして社員に読んでもらう。

再度報告の重要性が理解してもらったか社員に聞く。……中抜粋……

さらに、「文書規定」「就業規則」を説明して、YESであろうとなかろうと報告書を書かせようとするが拒否すると業務指示違反となる。

以上のように、私達社員に恫喝まがいの、強要を行い「時系列等報告書」を書かせることを目的にしているのです。「主任レポート」においても同様なのです。その反面管理者がニヤニヤしながら「書かないの、そっと出せば分からないよ！」と言ってくるのです。皆さん注意してね！

私達が朝ビラ行動を行っている時、東二両の管理者は自分たちがして来た過去も忘れて「大きな声で、やめなさい就業規則違反ですよ」と自分の言っていることが正しいかのように不当労働行為を平気で行なっているのです。そして、いかに大卒管理者（所長・一科長・等）に忠誠をあらわすのかが、この時なのです。自分の利益の為に！

こんな会社がこれからも発展していくのでしょうか。皆さんは会社にきて楽しいですか？やりがいがありますか？相手の目の色をうかがいながら仕事をしていても安全は確保されません。

皆さん、「悪いものは悪い」と大きな声で、皆で言っていきましょう。

会社の不当なデッチ上げを許さない為に！！

次回につづきます。

## 加藤さんへの不当解雇撤回！！

## JR東海会社の全ての不当処分を撤回せよ！！

